

沖縄県立真和志高等学校 みらい福祉科

福祉系高等学校 情報開示に関する項目

1. 設置者に関する情報

(1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに連絡先

沖縄県教育委員会

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁舎13階

TEL 098-866-2705

(2) 法人の代表者氏名

教育長 半嶺 満

(3) 福祉系高等学校以外の実施事業

公立福祉系高等学校のため割愛

(4) 財務諸表(設置者が法人の場合)

公立福祉系高等学校のため割愛

2. 福祉系高校に関する情報

(1) 名称、住所及び連絡先

沖縄県立真和志高等学校 全日制課程 みらい福祉科

〒902-0072 沖縄県那覇市真地248番地

TEL 098-833-0810

(2) 福祉系高等学校の校長氏名

学校長 屋宜 宣安

(3) 開設年月日

平成21年4月1日

(4) 学則等 <沖縄県立高等学校管理規則参照>

主な項目	内 容
①設置目的	第2条 学校は、教育基本法(昭和22年法律第25号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、その他教育に関する法令に基づき、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。
②名称	沖縄県立真和志高等学校
③位置	〒902-0072 沖縄県那覇市字真地248番地
④修業年限	3年
⑤学生定員、学級数	1学年 1学級 40名定員
⑥養成課程、履修方法	福祉専門科目54単位 各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2(ただし、介護実習については5分の4)に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。
⑦学年・学期・休業日	第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 2 学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで 3 校長は、教育上必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、次の2学期に分けることができる。

	<p>前期 4月1日から 10月 10 日まで 後期 10月 11 日から翌年 3月 31 日まで</p> <p>4 校長は、教育上必要があると認めたときは、前2項に規定する学期の期間を変更することができる。</p> <p>5 校長は、前項の規定により学期の期間を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議しなければならない。</p> <p>(休業日)</p> <p>第12条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 学年始休業日 4月1日から 4月 6 日まで (4) 夏季休業日 7月 21 日から 8月 31 日までの間において校長が定める期間 (5) 秋季休業日 秋季休業日 前期終了の日の翌日から3日の範囲内において校長が定める期間(学年を2学期に分ける場合に限る。) (6) 冬季休業日 12月 26 日から翌年1月 5 日までの間において校長が定める期間 (7) 学年末休業日 3月 25 日から 3月 31 日まで (8) 沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日 (9) その他校長が必要と認めた休業日
⑧入学時期、入学資格、入学者の選考、入学手続き	<p>(入学資格)</p> <p>第17条 高等学校に入学できる者は、学校教育法第57条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第95条各号に掲げる者とする。</p> <p>(入学志願の手続及び入学者選抜)</p> <p>第18条 入学志願の手続及び入学者選抜に関する必要な事項は、教育委員会が別に定めるところによる。</p> <p>(入学の許可)</p> <p>第19条 入学は、校長が許可する。</p> <p>2 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、校長が必要と認めたときは、学年の途中においても学期の区分に従い、入学を許可することができる。</p> <p>(入学の手続)</p> <p>第20条 入学を許可された者は、校長の定める期日までに、保護者(成年者の場合は、保証人。以下同じ。)若しくは保護者が当該学区外に居住している者については保証人と連署した誓約書(第6号様式)及び戸籍抄本又は住民票の謄本に入学料を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>(入学許可の取消し)</p> <p>第21条 入学を許可された者が、所定の期日までに前条に規定する手続を行わないとときは、校長は、入学許可を取り消すことができる。</p> <p>※入学者の選考については、本校HPを参照。</p>
⑨退学、休学、復学	<p>(退学)</p> <p>第28条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保護者と連署した退学願(第10号様式)を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の事由が適当であると認めたときは、退学を許可することができる。</p> <p>3 校長は、前項の規定により退学を許可した場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(休学)</p> <p>第30条 病気その他の事由により、休学をしようとする者は、保護者と連署した休学願(第12号様式)に医師の診断書その他の事由を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の事由が適当であると認めたときは、休学を許可することができる。</p> <p>3 休学の期間は、3月以上1年以内とする。</p> <p>4 校長は、引き続き休学しようとする者が第1項に定める手続きを行ったときは、前項</p>

	<p>の規定にかかわらず、当該休学を通算して3年以内の期間を限り延長することができる。</p> <p>5 校長は、前項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない者については、これを退学させるものとする。</p> <p>(休学の取消し)</p> <p>第31条 休学の許可を受けた者がその許可を受けた後、3月以内にその事由が消滅したときは、保護者と連署した休学取消願(第13号様式)に医師の診断書等その事由を証する書類を添え、校長に休学の取消しを願い出ることができる。</p> <p>2 校長は、前項の事由が適当であると認めたときは、休学を取り消すことができる。</p> <p>(復学)</p> <p>第32条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者と連署した復学願(第14号様式)に、病気のときは医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の事由が適当であると認めたときは、復学を許可することができる。</p>
⑩学習評価・単位認定・原級留置・卒業認定	<p>(学習の評価)</p> <p>第34条 生徒の学習の評価は、学習指導要領に示されている教科、科目等の目標を基準として行うものとする。</p> <p>2 学習の評価の方法に関し必要な事項は、校長が定める。</p> <p>(単位認定)</p> <p>第35条 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って、各教科、科目等を履修し、その成果が教科、科目等の目標からみて満足できると認められる場合には、当該学年の学年末において、その各教科、科目等について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。ただし、特に必要があると認めた場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。</p> <p>2 校長は、教育上有益と認めたときは、生徒が当該校長が定めるところにより他の高等学校において一部の科目を併修して単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>3 校長は、教育上有益と認めたときは、当該校長の定めるところにより生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目的履修とみなし、当該科目的単位を与えることができる。</p> <p>(1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの</p> <p>(2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものの合格に係る学修</p> <p>(3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動(当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるもの除く。)に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの</p> <p>4 前2項の規定に基づき加えることのできる単位数の合計数は36を超えないものとする。(原級留置)</p> <p>第38条 校長は、所定の単位を履修できなかった生徒を原級に留め置くことができる。</p> <p>2 前項の規定は、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程には適用しない。</p> <p>(卒業又は修了の認定)</p> <p>第39条 校長は、生徒が所定の教育課程を履修し、その成果が満足できるものと認められる場合には、その生徒の卒業又は修了を認定する。</p> <p>2 卒業又は修了を認定する時期は、3月とする。</p> <p>3 校長は、前項の規定にかかわらず、学期の区分に応じて、卒業又は修了を認定することができる。</p> <p>4 校長は、卒業又は修了を認定した生徒に対して、卒業証書(第16号様式)又は修了証書(第17号様式)を授与する。</p>
⑪入学検定料、入学料、授業料、実習費	入学検定料:2,200円 入学料:5,650円 授業料:118,000円 実習費:2,100円(1年生), 1,500円(2年生), 12,000円(3年生) ※その他諸費については、「3. 養成課程に関する情報(4)費用」参照
⑫教職員の組織	(職員組織)

	<p>第48条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。</p> <p>2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第49条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。 (2) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 (3) 教頭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。 (4) 主幹教諭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。 (5) 教諭は、生徒の教育をつかさどる。 (6) 助教諭は、教諭の職務を助ける。 (7) 養護教諭は、生徒の養護をつかさどる。 (8) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。 (9) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。 (10) 事務職員は、事務に従事する。 (11) 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
⑬賞罰	<p>(表彰)</p> <p>第43条 校長は、性行、学業その他について優秀な生徒を表彰することができる。</p> <p>(懲戒処分)</p> <p>第44条 校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。</p> <p>2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者 (3) 正当の理由がなくて出席常でない者 (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者 <p>4 校長は、前3項の実施のため、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>5 校長は、生徒に懲戒による退学を命じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p>

(5)施設設備の概要(図書蔵書数 25,930冊)

建物	土地面積	教室等 の名称	面 積	共用先	教室等 の名称	面 積	共用先
		普通教室 A	89.7 m ²		調理実習室	165 m ²	校内共有
		普通教室 B	66.33 m ²		被服実習室	135 m ²	校内共有
建物 延面積	普通教室 C	89.7 m ²			図書室	130 m ²	校内共有
		34 m ²			事務室	104 m ²	校内共有
	介護実習室	208 m ²			医学教室	165.6 m ²	
	介護実習(和室)	12 m ²				m ²	
	入浴実習室	37.2 m ²				m ²	

3. 養成課程に関する情報

(1) 養成課程の教育課程表

※別紙参照

(2) 定員

1学年 1学級 40名(1~3年次120名)

(3) 入学までの流れ(募集・申込・資料請求先)

沖縄県教育委員会 HP にある「沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項」をご覧ください。

なお、本校に関する資料は、沖縄県立真和志高校 HP をご覧になるか、

沖縄県立真和志高等学校(TEL:098-833-0810) 入試係まで連絡してください。

(4) 費用

費用	1年次	2年次	3年次	摘要欄
入学考查料	2,200円			【その他諸費】
入学金	5,650円			PTA会費
授業料 ^{※1}	118,800円	118,800円	118,800円	進路指導費
施設実習費	0円	0円	0円	生徒派遣費
教科書代 ^{※2}	10,985円	14,687円	9,258円	生徒行事費
福祉実習費	2,100円	1,500円	12,000円	全高P連賠償責任保険
※学科取扱金				等
実習着代	7,300円			
施設維持費	0円	0円	0円	
その他諸費 ^{※3}	41,500円	43,950円	47,470円	
合計	188,535円	178,937円	187,528円	

※1 授業料は、就学支援金制度を利用している。

※2 教科書代は、選択科目によって変わるために、必修科目の金額を記載。

※3 その他諸費については、摘要欄参照。

(5) 教員数、科目別担当教員名

必置教員	氏 名	年齢	担当科目	資格・免許
◎…教務に関する主任者	◎東嵩西 優一	42	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 介護過程 生活支援技術 介護総合演習 介護実習 こころとからだの理解	・「福祉」教員免許 ・介護福祉士 ・講習会修了 ・教員介護実習修了
○…領域「介護」「こころとからだのしくみ」に1人以上必要な教員	請盛 亜季	46	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 介護過程 生活支援技術 介護総合演習 介護実習 こころとからだの理解	・「福祉」教員免許 ・講習会修了 ・介護福祉士 ・社会福祉士
	志田 竜馬	44	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 介護過程 生活支援技術 介護総合演習 介護実習 こころとからだの理解	・「福祉」教員免許 ・介護福祉士 ・講習会修了
	上里 圭吾 (旧姓:西表)	32	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 介護過程 生活支援技術 介護総合演習 介護実習 こころとからだの理解	・「福祉」教員免許 ・介護福祉士 ・教員介護実習修了
	比嘉 廣枝シンチア	42	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 介護過程 生活支援技術 介護総合演習 介護実習 こころとからだの理解	・「福祉」教員免許 ・介護福祉士 ・教員介護実習修了

	與那霸 梨菜子 (旧姓:仲村)	28	社会福祉基礎 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 介護過程 生活支援技術 介護総合演習 介護実習 こころとからだの理解	・「福祉」教員免許
	諸見里 安奈	44	生活支援技術	・介護福祉士
	平田 正見	32	介護福祉基礎 介護実習 生活支援技術	・介護福祉士
	富山 廣太	42	介護福祉基礎 介護実習 生活支援技術	・介護福祉士
医療的ケアを 担当する教員	○田中 見栄晴	45	生活支援技術 こころとからだの理解	・看護師 ・医療的ケア指導者講習修了
	島袋 昌子	52	生活支援技術 こころとからだの理解	・看護師 ・医療的ケア指導者講習修了
	後藤 真紀乃	49	生活支援技術 こころとからだの理解	・看護師 ・医療的ケア指導者講習修了
その他の教員	與那城 なおみ	58	選・家庭総合	・「家庭」教員免許
	玉城 萌乃	23	選・家庭総合	・「家庭」教員免許
	比嘉 明枝	42	選・家庭総合	・「家庭」教員免許

(6) 使用する教科書及び副読本

【実教出版】

- ① 「社会福祉基礎」(実教出版)
- ② 「介護福祉基礎」(実教出版)
- ③ 「生活支援技術」(実教出版)
- ④ 「こころとからだの理解」(実教出版)
- ⑤ 「介護過程」(実教出版)
- ⑥ 「コミュニケーション技術」(実教出版)
- ⑦ 「家庭総合 豊かな生活をともにつくる」(大修館)
- ⑧ 新・介護福祉士養成講座2 「社会と制度の理解」(中央法規)
- ⑨ 新・介護福祉士養成講座4 「介護の基本Ⅱ」(中央法規)
- ⑩ 新・介護福祉士養成講座11 「発達と老化の理解」(中央法規)
- ⑪ 新・介護福祉士養成講座12 「認知症の理解」(中央法規)
- ⑫ 新・介護福祉士養成講座13 「障害の理解」(中央法規)
- ⑬ 新・介護福祉士養成講座14 「こころとからだのしくみ」(中央法規)
- ⑭ 新・介護福祉士養成講座15 「医療的ケア」(中央法規)

(7)教材

生徒の学習状況に応じて、視聴覚教材やその他参考書等を活用する。

(8)介護実習施設等の名称、住所及び事業内容

順位	施設名称	住所
1	日赤安謝福祉複合施設 安謝特別養護老人ホーム	那覇市安謝 2 丁目 15 番 2 号
2	しらゆりの園介護付有料老人ホームおおざと	南城市大里字古堅 822 番地
3	指定介護老人福祉施設 しらゆりの園	南城市知念字久手堅 275 番地 1
4	介護老人福祉施設 与那原日の出園	島尻郡与那原町字与那原 3782-1
5	介護老人保健施設うりすん	島尻郡与那原町字板良敷 1281 番地 1
6	介護老人保健施設西原敬愛園	中頭郡西原町徳佐田 159 番地 1
7	介護老人保健施設嬉野の園	島尻郡南風原町字新川 458-1
8	安謝福祉複合施設安謝デイサービスセンター	那覇市安謝 2 丁目 15 番 2 号
9	デイサービスセンターとよみの杜	豊見城市字渡嘉敷 150
10	デイサービスセンターあしひなー	那覇市金城 3-5-4
11	与那原日の出園デイサービスセンター	県島尻郡与那原町字与那原 3782 番地の 1
12	通所リハビリテーションうりすん	島尻郡与那原町字板良敷 1281 番地 1
13	通所リハビリテーション嬉野の園	島尻郡南風原町字新川 458-1
14	通所リハビリテーション西原敬愛園	中頭郡西原町徳佐田 159-1 番地
15	障害者支援施設青葉園	糸満市字武富 175-2
16	児童デイサービスアンナ	中頭郡西原町翁長 175-11-105 号室
17	特別養護老人ホーム 首里偕生園	那覇市首里石嶺町 4-389
18	繁多川偕生園デイサービス	那覇市繁多川 1-6-16
19	介護老人保健施設やすらぎの里	那覇市安里 3 丁目 1 番 57 号
20	ぶからす長田デイサービス	那覇市長田 1 丁目 24-26
21	育成福祉社会よもぎ学園	島尻郡南風原町字宮平 550 番地
22	障害福祉サービス事業ネットワークそうせい	那覇市首里末吉町 1-152 番地
23	特別養護老人ホーム那覇偕生園	那覇市首里石嶺町 4-390
24	那覇偕生園デイサービスセンター	那覇市首里石嶺町 4-390
25	シルビアンスパレクセンター真地	那覇市真地 204 番地
26	介護老人保健施設 パークヒル天久	那覇市天久 1123 番地
27	デイサービスはっぴー喜屋武	島尻郡南風原町字喜屋武 182 番地 1
28	通所リハビリテーション やすらぎの里	那覇市安里 3 丁目 1 番 57 号
29	パークヒル天久指定通所リハビリテーション	那覇市天久 1123 番地
30	パークヒル天久デイサービスセンター	那覇市天久 1123 番地
31	介護老人保健施設 シルバーピアしきな	那覇市識名 2 丁目 6 番 35 号
32	介護老人保健施設おおざと信和苑	南城市大里稻嶺 1014 番地
33	介護医療院ばくあい	島尻郡南風原町字新川 485-1
34	リハビリデイサービス ぴたさぽ国場	那覇市国場 32 番地
35	さぽーとせんたーi'm (アイム)	那覇市真地 224-18 コーポ由 101
36	沖縄中央育成園生活支援センター	島尻郡南風原町字宮平 548 番地 1
37	介護老人保健施設 オリブ園	那覇市首里石嶺町 4 丁目 391 番地 1
38	介護老人保健施設アルカディア	浦添市伊祖 4 丁目 16 番 1 号
39	介護老人福祉施設 嬉の里	島尻郡南風原町字新川 538 番地
40	はえばる日の出園デイサービスセンター	島尻郡南風原町字新川 501 番地
41	しらゆりの園地域密着型特別養護老人ホームおおざと	南城市大里字古堅 820 番地 1
42	デイサービス琉新の風	島尻郡南風原町字新川 217 番地 4
43	障害者支援施設更生ソフィア	糸満市阿波根 1021
44	障害者支援施設ソフィア	糸満市阿波根 1029-10
45	デイサービスセンターベストかねぐすく	島尻郡南風原町字兼城 265-10
46	地域密着型複合老人施設 特別養護老人ホーム百穂苑	那覇市字安里 51 番地
47	地域密着型複合老人施設 グループホームももほ	那覇市字安里 51 番地
48	地域密着型複合老人施設 リハビリデイサービスももほ	那覇市字安里 51 番地
49	地域密着型複合老人施設 介護付有料老人ホーム グランツ稻禾	那覇市字安里 51 番地

(9)介護実習の内容及び特徴

①介護実習の目的

介護に関する体験的な学習を多様な介護の場において行い、利用者一人一人の生活や個性を尊重し、これまで学んだ知識と技術、態度を統合させ、介護従事者としての役割を理解するとともに、適切かつ安全な介護ができる実践的な能力と態度を育て、総合的な生活支援技術を身につける。

②介護実習の年間日程

1年次	(介護実習Ⅰ)	夏期実習	夏休み期間	8日
		秋期実習	11月下旬～12月上旬 平日期間	4日
2年次	(介護実習Ⅰ)	夏期実習	夏休み期間	10日
		秋期実習	11月下旬～12月上旬 平日期間	9日
3年次	(介護実習Ⅱ)	前期実習	5月下旬～6月中旬 平日期間	12日
		後期実習	夏休み期間	7日
3年間合計				50日

③介護実習の各期目標

1年次:夏期実習・秋期実習

- 多くの利用者と関わり、一日の暮らしの様子や生活環境について理解する。
- 積極的なコミュニケーションを通して、利用者や家族の想いに触れ、相手の立場に立って考える姿勢を身につける。
- 日常生活支援技術の見学及び実践を通して、基本的な生活支援技術について理解する。
- 施設の概要・理念・目的・機能などを理解する。

2年次:夏期実習

- 利用者に受容・共感的態度で接することにより、信頼関係を築くことができる。
- 日常生活支援技術の見学及び実践を通して、利用者を尊重する関わり方や介護従事者として必要な態度を身につける。
- 日常生活支援技術の見学及び実践を通して、根拠に基づいた生活支援技術について学ぶ。
- 施設の概要・理念・目的・機能などを理解し、各々の施設における介護従事者の役割を学ぶ。

2年次:秋期実習

- 日常的な生活支援技術の見学及び実践を通して、根拠に基づいた生活支援技術について学ぶ。
- 基本的な生活支援技術の実践を通して、利用者の状態を様々な場面から観察する技術を身につける。
- 関係職種の業務内容を観察し、利用者への各々のアプローチ方法や役割を理解する。
- 施設の概要・理念・目的・機能などを理解し、各々の施設における介護従事者の役割を学ぶ。

3年次:6月期・夏期実習

- 基本的な生活支援技術の見学及び実践を通して、サービス利用者の個々の状態や状況に応じたコミュニケーション及び介護技術について理解し、関連する技術を身に付けること。
- 基本的な生活支援技術の見学及び実践を通して、サービス利用者の状態を様々な場面から観察する技術(情報収集とアセスメント)を身につける。
- 多職種協働や関係機関との連携について積極的に学び、チームケアの重要性や介護従事者としての役割を理解する。
- 専門的な知識や技術を統合し、介護従事者に求められる倫理観を踏まえ根拠に基づいた個別援助計画を展開する能力を身につける。
- 多様な場における介護について自ら学び、主体的かつ協働的に取り組み、介護及び支援について学ぶ態度を身に付ける。

④介護実習の内容

(A)コミュニケーション実習

(B)環境整備(ベッドメイキング、シーツ交換)

- (C)排泄介助(トイレ誘導・オムツ交換等) (D)食事介助
 (E)整容介助(清拭、寝衣の交換、入浴介助、口腔ケア、洗髪等)
 (F)体位変換介助(安楽の体位の工夫、褥瘡の予防) (G)移動介助(歩行誘導、歩行器、車椅子、杖等)
 (H)アクティビティの計画と実践 (I)個別援助計画の実践
 (J)送迎における介助 (K)介護職の業務内容及び役割について
 (L)多職種連携について(チームケアなど) (M)就労作業等参加

4. 実績に関する情報

年度	卒業者数	介護福祉士受験資格		介護福祉士国家試験		進学者数		就職者数		進路決定者		進路決定率	
		取得者	取得率	合格者	合格率		福祉関連		福祉関連		福祉関連		福祉関連
H23	32	29	91%	18	62%								
H24	35	33	94%	24	73%	13	1	16	12	29	13	83%	45%
H25	29	27	93%	15	56%	10	9	16	9	26	18	90%	69%
H26	24	23	96%	17	74%	8	6	15	10	23	16	96%	70%
H27	29	29	100%	19	66%	10	7	19	16	29	23	100%	79%
H28	39	39	100%	26	67%	11	3	26	20	37	23	95%	62%
H29	27	24	89%	17	71%	8	2	18	12	26	14	96%	54%
H30	33	33	100%	19	58%	5	0	28	24	33	24	100%	73%
R1	35	34	97%	21	62%	9	4	25	22	34	26	97%	76%
R2	22	22	100%	18	82%	9	5	11	8	21	13	95%	62%
R3	23	23	100%	18	78%	11	1	11	7	22	8	96%	36%
R4	10	10	100%	8	80%	6	3	4	1	10	4	100%	40%
R5	19	18	95%	15	83%	9	9	9	9	18	18	95%	100%
R6	20	20	100%	17	85%	12	10	6	6	18	16	90%	89%
累計	377	364	97%	252	71%	121	60	204	156	326	216	95%	66%